

議案第41号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の57の項の次に次のように加える。

57の2 食品製造業等取締条例 第5条第1項及び第2項の規定 に基づく弁当等人力販売業の許 可の申請に対する審査（卸売市 場外営業に限る。）	弁当等人力販売業許 可申請手数料	1件につき 8, 8 00円	許可申請のとき。
	弁当等人力販売業許 可更新申請手数料	1件につき 5, 4 00円	許可更新申請のとき。
57の3 食品製造業等取締条例 第5条の2第1項及び第3項の 規定に基づく弁当等人力販売業 者に対する許可済証の交付（卸 売市場外営業に限る。）	弁当等人力販売業許 可済証交付手数料	1件につき 1, 4 00円	交付申請のとき。
	弁当等人力販売業許 可済証再交付手数料	1件につき 1, 1 00円	再交付申請のとき。

別表第1の58の項中「第5条第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(提案理由)

弁当等人力販売業許可申請手数料を定める等の必要がある。